

令和4年(2022年)10月18日
 部局名 :健康医療福祉部
 所属名 :感染症対策課
 係名 :管理係
 担当者名 :小森、古川、越田、鈴木
 連絡先(内線) :077-528-3578(3578)

新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和4年10月18日16時00分現在)

新たに県内で574名の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。
 これまでの県内の発生患者の累計は240,564名となります。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正により、令和4年9月26日より全国一律で発生届の対象を限定する
 取り扱いが適用されました。本県においても、令和4年9月12日付け 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「Withコロナの新たな
 段階への以降に向けた全数届出の見直しについて」に基づき、9月26日より運用を開始し、9月27日より公表資料の記載内容を変更しております。
 (医療機関および検査キット配布・陽性者登録センターからの報告に基づき、日ごとの患者の総数および日ごとの患者の年代別の総数を公表いたします。
 なお、報告方法が変更されたことに伴い、居住地ごとの集計・自宅療養者数の集計は廃止しております。)

1. 本日確認された陽性患者の状況

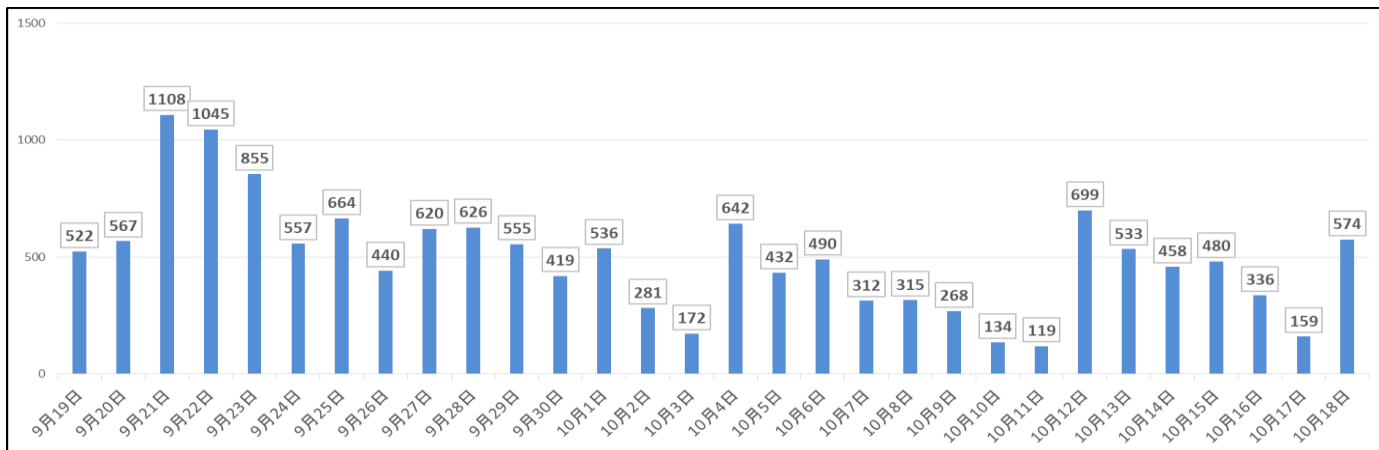
	10歳未満			10代	20代	30代	40代	50代	60代		70代	80代	90歳以上	合計
	0歳	1~4歳	5~9歳						60~64歳	65~69歳				
総数	7	27	56	110	65	85	92	61	23	9	25	11	3	574
①	7	23	48	102	51	64	79	51	21	9	25	11	3	494
②	0	4	8	8	14	21	13	10	2					80

- ① 医療機関で診断した新型コロナウイルス感染症患者数
- ② 検査キット配布・陽性者登録センターで登録した新型コロナウイルス感染症患者数

2. 現在の各指標の状況

現時点の確保病床の占有率※1	24.0%	※1現時点の確保病床の数、416床に対する割合
最大確保病床の占有率(レベル判断指標)※2	19.5%	※2最大確保病床数(ピーク時に確保予定である病床数)、514床に対する割合
うち重症者用病床の最大確保病床の占有率(レベル判断指標)※3	1.9%	※3最大確保病床数(ピーク時に確保予定である病床数)、52床に対する割合
直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数	229.1人	
直近1週間と先週1週間の陽性者数の比較※4	多い	※4直近一週間の陽性者数が先週一週間に比較して多いか少ないか

3. 公表日別流行曲線



4. 県内病床の状況

	病床数	入院者数	入院者数			空床数
			県内発生	内、重症者数	その他	
総数	416	100	87	1	13	316
前日比	0	2	▲ 4	1	6	▲ 2

現在の入院患者(県内発生)の年代・症状

年代	症状			合計
	軽症	中等症	重症※	
10歳未満	3	0	0	3
10代	0	0	0	0
20代	5	0	0	5
30代	3	0	0	3
40代	0	0	0	0
50代	2	0	0	2
60代	1	2	0	3
70代	12	3	0	15
80代	20	9	1	30
90歳以上	17	9	0	26
合計	63	23	1	87

※重症:ICUに入室または人工呼吸器・ECMO(体外式膜型人工肺)が必要

5. 県内宿泊療養施設の状況

	宿泊療養 部屋数	療養者数	療養者数		その他	空数
			県内発生	県外発生		
総数	631	18	18	0	9	604
前日比	0	2	2	0	▲ 4	2

6. PCR等検査陽性率・検査数

直近1週間のPCR等陽性率※	44.3%	※報告受領件数(抗原検査を含む)に基づく陽性率 自己検査・無料検査は含れません。
PCR等検査数(直近1週間分)	6,233件	

	検査数 (PCRおよび抗原検査の総数)
累計	988,780件
前日比	449件

7. クラスターの発生状況について(過去1週間)

クラスター名	発生市町	累計	公表日
医療機関84	県内	8人	10月14日
介護関連事業所242	大津市	5人	10月16日
介護関連事業所243	大津市	7人	10月17日
学校88	彦根市	6人	10月18日
介護関連事業所244	彦根市	8人	10月18日
医療機関85	県内	12人	10月18日
医療機関86	県内	6人	10月18日

8. 本日確認された陽性患者の死亡について

新型コロナウイルスに感染した方、3名がお亡くなりになりました。お亡くなりになった方の累計は344名です。

お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げるとともに、御遺族の方には心よりお悔やみ申し上げます。

県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公開を行いますが、同第2項の規定により個人情報の保護に留意する必要があります。この情報の取り扱いに当たってはプライバシー保護に御配慮ください。また、感染者を特定しようとする行為は、差別や嫌がらせにつながる恐れがあります。感染された方々やその御家族に対する配慮や思いやりの気持ちをもって行動していただきますよう強くお願いいたします。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、県民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。